

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

(平成 5 年 11 月 16 日 市長決定)
(平成 11 年 11 月 11 日 改正)
(平成 14 年 12 月 20 日 改正)
(平成 18 年 10 月 31 日 改正)
(平成 24 年 2 月 14 日 改正)
(平成 26 年 4 月 1 日 改正)
(令和 6 年 1 月 17 日 改正)

第 1 趣旨

この基準は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 12 条の規定により、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。なお、本基準に定めのない事項については、法第 15 条の 2 の 3（規則で定める産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「最終処分基準省令」という。)) に基づくこと。

第 2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

第 3 産業廃棄物処理施設の共通基準

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する共通の基準は、次のとおりとする。なお、維持管理にあたっては、あらかじめ維持管理計画書を作成すること。

(1) 囲い等

ア 産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう日 1 回以上点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。

イ 施設の出入口は、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 産業廃棄物処理施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 緑地

周辺環境との調和を図るため緑地への散水等の維持管理に努めること。

(4) 場内通路

車両の通行に支障がないよう必要な補修を行うこと。

(5) 火災の発生防止

ア 施設での火災の発生を防止するため、消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

イ 管理事務所、焼却施設等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁すること。

(6) 受入時の産業廃棄物の確認

ア 受入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受入れる際に必要に応じ産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

イ 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える種類であるかを確認すること。許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を認めた場合は受入れないこと。

ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が立合って確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。

エ 許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にしておくこと。

オ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。

カ 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は政令第2条第13号廃棄物については、受入れに先立って有害物質等の分析試験の成績表の写し及び産業廃棄物の発生工程のフローシートを徴し、取扱える性状のものであるかどうかを確認すること。

(7) 飛散及び流出の防止

飛散防止ネット、流出防止堤その他の飛散又は流出を防止する設備を日1回以上点検し、飛散又は流出のおそれがある場合には、必要な措置を講じること。

(8) 悪臭の防止

処理施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、悪臭の発生及びそのおそれがある場合は、悪臭が発生しないよう原因を除去する等必要な措置を講ずること。また、環境局長の指示により官能試験等の分析を行うこと。

(9) 騒音、振動及び粉じんの発生防止

処理施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、騒音、振動及び粉じんの発生及びそのおそれのある場合は、騒音、振動及び粉じんが発生しないよう必要な措置を講じること。

(10) 衛生害虫等の発生防止

ア 施設の敷地内にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう清潔の保持に努めること。

イ 害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこと。発生及びそのおそれのある場合は発生しないよう必要な措置を講じること。

(11) 事故の防止

ア 事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点検を実施すること。

イ 台風、大雨等の際、産業廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずるなど事故の未然防止を図ること。

ウ 日常において災害発生防止のための訓練を実施すること。また、年1回以上全社的

な防災訓練を実施すること。

(12) 異常事態時の措置及び報告

産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに搬入を停止するとともに、施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。また、速やかに緊急連絡網により関係者に連絡すること。

(13) 使用道路（搬入経路となる国道，県道及び市町村道を含む。）の安全確保等

ア 生活環境に支障を与えないよう使用道路を指定すること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路に廃棄物が飛散していないか日 1 回以上点検し、飛散している場合は直ちに回収すること。また、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

(14) 雨水等の流入防止

処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠，油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう，日 1 回以上点検を行い，必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去，補修その他の措置を講ずること。

(15) 作業時間

原則として 8:30～17:30 とし，生活環境に支障を与えることのないよう作業を行うこととし，時間外には，極力，処理の作業，運搬車両の出入り等を行わないこと。

(16) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい所に許可証，埋立計画図，処理工程表等を処理施設の種類に応じて掲示しておくこと。

イ 事務所には，許可申請書等環境局長に提出した書類一式並びに処理の帳簿又はマニフェスト，維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(17) 従業員等

従業員は直接雇用とし，適正な維持管理を行うため必要な従業員を複数配置すること。また，従業員教育として講習会等に積極的に参加させること。

(18) 定期点検等

施設の正常な機能を維持するため年 1 回以上定期点検及び機能検査を行うこと。

(19) 書類等の保存

以下の書類等を保存していること。

ア 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（届出書）

イ 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

ウ 産業廃棄物処理実績報告書（年度毎）

エ その他市長に提出した書類等の写し等

第 4 最終処分場

最終処分場の維持管理に関する基準は，「第 3 産業廃棄物処理施設の共通基準」で定めるもののほか，次のとおりとする。

1 埋立禁止廃棄物

以下に掲げる産業廃棄物は埋立処分を行わないこと

- (1) 下水道法に規定する下水道から除去した汚泥
- (2) 毒物劇物取締法に規定する毒物及び劇物
- (3) 農薬取締法に規定する農薬
- (4) その他、環境局長が特に必要と認めるもの

2 最終処分場の共通基準

(1) 埋立区域等を表示する杭

埋立地の区域及び最終仕上げ高さを表示する杭は、常に明確にしておくこと。

(2) 地表水等の集排水設備

埋立地の周囲の地表水等が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠等の集排水設備の機能が低下しないよう、日1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(3) 擁壁等の保全

擁壁、えん堤等の設備を日1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 停滞水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に溜っている水は、埋立処分開始前に排除すること。

(5) 法面の保護

ア 埋立が終了した箇所から速やかに覆土し、法面を保護すること。

イ 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。

ウ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な維持管理を行うこと。

エ 法面を日1回以上点検し、崩壊するおそれがあるときは速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 記録・閲覧及び保存

ア 最終処分場の維持管理にあたって行った点検、定期検査その他の措置及び周辺環境の点検等について、法第15条の2の4で準用する法第8条の4の規定に基づく項目及び本基準で定める項目のほか次の項目を記録すること。

- ・ 最終処分場における埋立処分の進行状況を1か月に1回以上複数の同一の位置から写真撮影し、状況を把握しておくこと。
- ・ 計画的な埋立を行うため、残容量について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。

イ 維持管理の記録については、当該産業廃棄物処理施設（当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事業所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。また、上記の記録について最終処分場の廃止後5年間保存しておくこと。

ウ アにより当該年度に記録した維持管理基準の記録を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。

なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

エ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。

なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

(7) 覆土等

ア 産業廃棄物の搬入は、埋立地の施工が支障なく行われるよう計画的に行うこと。

イ 搬入された産業廃棄物は、当日中に覆土、締固め等の措置を講じること。

ウ 埋め立てた産業廃棄物の各層の厚さを概ね3m（汚泥等の腐敗物にあつては、0.5m）以下とし、各層の間に土砂による中間覆土を0.5m以上行うこと。

エ 悪臭を伴うガスが発生していないか、常に埋立地を点検し、発生している場合は、速やかに覆土等の措置を講じること。

オ 覆土に必要な土量は、埋立処分地内にあらかじめ常に十分確保しておくこと。また、覆土が不十分なときは速やかに十分な覆土を行うこと。

(8) 防災調整池（洪水調整池）

ア 防災調整池を日1回以上点検し、必要に応じ補修その他の措置を講じること。

イ 調整池が正常に機能するよう定期的に堆積した土砂等の除去等を行うこと。

(9) 維持管理者の人的要件

ア 技術管理者及び土木施工管理技士を配置すること。

イ 安定型埋立処分場以外の最終処分場にあつては、安定型埋立処分場以外の埋立処分について3年以上の経験を有する役員及び従業員を各1名以上配置すること。

3 管理型埋立処分場の個別基準

(1) 遮水工の管理

遮水工の亀裂等の有無について、日1回以上目視により点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するため遮水工の補修等必要な措置を講ずること。

(2) 浸出液処理設備等の管理

ア 浸出液量を調整するために設置した調整バルブは、浸出液が大雨等により浸出液調整設備から溢れないように調整すること。

イ 放流水の水質について、日1回以上目視により点検するとともに、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号。以下「ダイオキシン類最終処分基準省令」という。）に定める基準並びに別表第1に掲げる基準に適合するよう維持管理し、最終処分基準省令及びダイオキシン類最終処分基準省令に基づき水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかにその原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(3) 地下水等の水質検査等

ア 地下水又は地下集排水設備より採取した水について、最終処分基準省令及びダイオキシン類最終処分基準省令に基づき水質検査を行うこと。

イ 水質検査の結果、地下水等の水質に異常が認められた場合には、速やかにその原因を調査し、異常の原因が埋立地によると考えられる場合には遮水工の補修等、直ちに必要な措置を講じ、市に報告すること。

(4) ガス抜き設備の管理

ア ガス抜き設備を日1回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除することができない場合には、新たにガス抜き設備を設ける等必要な措置を講ずること。

イ ガス抜き設備において、発生ガス（メタン・硫化水素等）の分析を行うこと。

ウ 分析の結果、異常が認められた場合は直ちに必要な措置を講じ、市に報告すること。

4 安定型埋立処分場の個別基準

(1) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないようにすること。

(2) 著しい悪臭を伴うガスの発生があった場合には、直ちに搬入を停止し、環境局長の指示に従って必要な措置を講ずること。

(3) 浸透水の水質について、最終処分基準省令に定める基準に適合するよう維持管理し、同省令に基づき水質検査を行うこと。

(4) 3(3)に同じ。

5 遮断型処分場の個別基準

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損傷又は廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入を中止させるとともに、設備の損傷又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 3(3)に同じ。

6 埋立処分終了から廃止までの間の維持管理

(1) 最終覆土

産業廃棄物の受入れを終了したときは、速やかに転圧・締固めを行った後、埋立地の表面を良質土により1m以上の厚さとなるよう覆土すること。

(2) 管理型・安定型埋立処分場の維持管理

埋立処分終了届が提出された後、次の項目の他、第3、第4 2、3、4に準じて維持管理を行うこと。ただし、埋立稼働中に関する項目及び環境局長が特に必要がないと判断したときには、一部を省略することができる。

ア 沈下量（1haあたり2か所以上）の測定を行うこと。

イ 壱型浸出水集排液管において、年2回以上深度5m毎に埋立地内部温度の測定を行うこと。

(3) 遮断型埋立処分場の維持管理

開口部の閉鎖後、将来にわたって地下水汚染が生じないかの確認ができるまで、5に定める維持管理を行うこと。

7 土地利用の制限

廃止するまでの間は原則として、土地利用をしないこと。

第5 中間処理施設及び積替え・保管施設

中間処理施設及び積替え・保管施設の維持管理に関する基準は、「第3 産業廃棄物処理施設の共通基準」で定めるもののほか、次のとおりとする。

1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準

(1) 処理施設の稼働にあたっては、あらかじめ運転マニュアルを作成すること。

(2) 排水処理設備等の管理

事業場から排水を排出する場合は、次により管理すること。

ア 中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点検を日1回以上行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）。以下「水質汚濁防止法排水基準」という。）値に適合するよう維持管理し、水質汚濁防止法排水基準のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度（有害物質に関しては1年に1回以上、生活環境項目については6ヶ月に1回以上とする。）により水質検査を行うこと。

イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(3) 排ガス処理設備等の管理

中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を日1回以上行うとともに、異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(4) 地下浸透の防止

産業廃棄物が地下に浸透しないよう日1回以上床面その他の設備を点検し、異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 地下水の水質検査等

ア 地下水のモニタリング設備を設置している場合は、地下水について、安定型埋立処分場の個別基準に準じて水質検査を行うこと。

イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(6) 処理に伴って生じた廃棄物の性状分析

ア 処理に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん又は政令第2条第13号廃棄物の性状分析を6か月に1回以上行うこと。

イ その分析結果を異常が認められた場合市に報告すること。

(7) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、定期検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

(8) 保管設備

積替え・保管施設の個別基準に準じて維持管理を行うこと。ただし、中間処理施設にあっては1日当たりの処理能力に相当する数量の14日分を超えないようにすること。

なお、建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う中間処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあっては、70）を乗じて得られる数量とする。

(9) 維持管理者の人的要件(中間処理施設に限る)

ア 技術管理者を配置すること。

イ 感染性産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、その処分について3年以上の経験（従業員にあっては実務経験）を有する役員及び従業員を各1名以上配置すること。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 焼却施設

ア 施設の煙突等から排出されるガスの性状について目視等による点検を日1回以上行うとともに、別表第2に定める基準又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）若しくは大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針（平成5年11月兵庫県）に定める基準のうち、最も低い値に適合するよう維持管理し、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条各号に定める検査方法及び規則第12条の7第5項で準用する規則第4条の5第1項第2号に定める検査頻度によりばい煙検査を行うこと。

イ 必要な資材等は、十分に貯蔵しておくこと。

ウ 施設の維持管理にあたって行った点検、定期検査その他の措置及び周辺環境の点検等について、法第15条の2の4で準用する法第8条の4の規定に基づく項目及び本基準で定める項目を記録すること。

エ 施設の維持管理に関する点検、定期検査その他の措置の記録は、当該事業場（当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該施設の設置者の最寄りの事業所）に備え置き、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。

オ ウにより当該年度に記録した内容を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。

なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

カ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。

なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア pH計は、日1回以上点検すること。

イ 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。また、高濃度で行わないこと。

- ウ 中和反応によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないよう必要な措置を講じること。
- エ 中和反応に伴い H_2S 、 NO_2 、 NH_3 などの有害ガスが発生しないよう、あらかじめ試験を行うこと。
- オ ガス吸収装置等を適正に維持管理すること。
- (3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
 - コンクリート固型化反応に伴い H_2S 、 NO_2 、 NH_3 などの有害ガスが発生しないよう、あらかじめ試験を行うこと。
- (4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン分解施設
 - pH計、ORP計及びCN計は、日1回以上点検すること。
- (5) 破碎施設
 - ア 著しい騒音、振動が発生しないよう必要な維持管理を行うこと。
 - イ 敷地外へ粉じんが飛散しないよう散水等の必要な措置を講じること。
- (6) その他の処理施設
 - (1)から(5)の施設に準じて、環境局長が指示する維持管理を行うこと。

3 積替え・保管施設の個別基準

- (1) 施設への搬入及び搬出
 - ア 近隣の生活環境の保全に支障のないように搬入出車両数及び積替え時の騒音等に配慮すること。
 - イ 搬出元があらかじめ明確なもののみ受入れること。
- (2) 施設能力に見合った積替え・保管
 - ア 許可された保管能力を超えて産業廃棄物の保管をしないこと。
 - イ 保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。
 - ウ 許可された積替え・保管施設以外の場所で積替え・保管をしないこと。
- (3) 産業廃棄物の保管
 - 産業廃棄物の種類ごとに区画を設けて保管し、産業廃棄物を混合しないこと。
- (4) 保管期間
 - ア 保管期間は、性状が変化しないものであっても、できるだけ短期間とすること。
 - イ 有機性汚泥又は動植物性残渣等腐敗性の産業廃棄物については、季節的な条件を考慮し、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。
- (5) 記録及び保存
 - 排出事業者ごとの産業廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、3年間保存すること。

別表第1 放流水の水質基準（管理型埋立処分場）

検査項目		基準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下
	(2) シアン化合物	0.3 mg/ℓ 以下
	(3) 六価クロム化合物	0.1 mg/ℓ 以下
	(4) 砒素及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下
	(5) 有機燐化合物	0.3 mg/ℓ 以下
生活環境項目関係	(1) 亜鉛含有量	1.5 mg/ℓ 以下
	(2) 溶解性鉄含有量	2 mg/ℓ 以下
	(3) 溶解性マンガン含有量	2 mg/ℓ 以下
	(4) 大腸菌群数	800個/cm ³ 以下
	(5) 燐含有量	8 mg/ℓ 以下
	(6) 生物化学的酸素要求量 (BOD) ※	30 mg/ℓ 以下
	(7) 化学的酸素要求量 (COD) ※	30 mg/ℓ 以下
	(8) 浮遊物質 (SS)	40 mg/ℓ 以下
	(9) 窒素含有量	60 mg/ℓ 以下

※ 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される放流水に限って適用する。

別表第2 排ガスの排出基準（中間処理施設）

検査項目	基準
ばいじん	0.1 g/m ³ N
NOx	150 ppm
SOx	50 ppm
HCl	100 mg/m ³ N

(注) 換算酸素濃度は12%とする。